

平成二十六年三月七日受領  
答弁第五一号

内閣衆質一八六第五一号

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する再質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する再質問に対する答  
弁書

一について

先の答弁書（平成二十六年二月二十五日内閣衆質一八六第三八号。以下「前回答弁書」という。）一、  
三及び四についてでお答えしたとおり、イルカ漁業は我が国の伝統的な漁業の一つであって法令に基づき  
適切に実施されていると認識している。

二及び三について

前回答弁書一、三及び四についてでお答えしたとおり、我が国の立場については、米国政府に対するも  
のを含め、これまで内外に説明してきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにするこ  
とは差し控えたい。

四について

前回答弁書五についてでお答えしたとおり、従来から、政府としては、イルカ漁業に対する国際的理解  
を得られるように努力しているところであり、その一環として、地元関係者とも意見交換を行ってきてお

り、本年一月中旬以降においても引き続き意見交換を行っている。